# 熊本県建築工事成績評定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「熊本県請負工事成績評定要領」(平成15年2月26日付け土 技第1224号。以下「評定要領」という。)第3条の工事成績の評定に関する必 要な事項を定めることにより、熊本県土木部、広域本部土木部、地域振興局土木部 及び所属出先機関(以下「土木部等」という。)が所管する請負工事の適正かつ効 率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適 正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

#### (対象工事)

第2条 工事成績の評定(以下「成績評定」という。)の対象とする工事は、評定要領第2条に規定された評定の対象工事のうち、土木部等が所管する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事並びに付帯工事等(以下「建築工事」という。)とする。 ただし、解体工事、設備機器の部品交換のみを施工する工事等については、成績評定の対象工事としない。

# (成績評定の時期)

第3条 成績評定の時期は、検査員にあっては検査を実施したとき、総括監督員及び主任監督員にあっては、工事がしゅん工(一部しゅん工を除く。)したときとする。

#### (評定者)

- 第4条 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次の者とする。
  - 一 熊本県工事検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第20号)第7条で規定された 検査員
  - 二 総括監督員:工事担当課係長以上の者
  - 三 主任監督員:工事の担当者
- 2 所属長は、人事配置上やむを得ない場合は、前項第2号の規定にかかわらず、総括監督員を別に選任することができる。

### (成績評定の方法)

- 第5条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 一工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。
- 3 成績評定は検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。また、検 査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定する。
- 4 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」により行うものする。
- 5 細目別評定点の算出は別記様式第2「細目別評定点採点表」によるものとする。

- 6 成績評定の結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 7 成績評定にあたっては、別紙 4の「留意事項」及び別紙 5「施工プロセスのチェックリスト(建築版)」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

## (成績評定表等の添付)

- 第6条 主任監督員は「工事成績評定表」、「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」(以下「成績評定表等」という。)に必要事項を記入の上、検査の要請又は任命伺い時に添付するものとする。
- 2 主任監督員は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(検査員用)」を出来 形部分・中間検査及び一部しゅん工検査の要請又は任命伺い時に、「工事成績採点 の考査項目の考査項目別運用表(主任監督員、総括監督員及び検査員用)」及び「施 エプロセスのチェックリスト(建築版)」及び受注者が提出した「工事特性・創意 工夫・社会性等に関する実施状況」をしゅん工検査の要請又は任命伺い時にそれぞ れ添付するものとする。

# (成績評定結果の通知)

第7条 土木部長等は、「熊本県土木部等工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の受注者に対して、成績評定の結果を通知するものとする。

# 附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の日前既に契約している請負工事については、適用しない。

# 附 則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成30年2月1日から適用する。
- 2 この要領の施行日以降に検査を行う請負工事について適用する。